

回 答 書

令和5年12月5日

下記の業務に関する質疑に回答します。

業務名： 飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託

質 疑 事 項	回 答
(1) 「飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託特記仕様書」の記載要件を完全に満たすこと(100%)が入札参加必須条件でしょうか。	そのとおりです。
(2) 飯塚市企業局告示第33号(入札参加資格の喪失)について質問です。「飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託特記仕様書」を100%満たしていないにも関わらず、入札参加申請した場合も虚偽記載とみなされ、入札には参加できなくなるのでしょうか。	そのとおりです。
(3) 飯塚市企業局告示第33号(その他)3について質問です。「飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託特記仕様書」を100%満たしていないにも関わらず、応札した場合も、虚偽記載や不正行為とみなされるのでしょうか。	そのとおりです。
(4) 入札参加業者や落札業者が「飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託特記仕様書」の記載要件を100%満たしているかのご判断は、どのような方法で確認されるのでしょうか。	入札参加については、要件を満たしていることを前提に申請書を提出しているものと判断させていただいております。

回 答 書

令和5年12月5日

下記の業務に関する質疑に回答します。

業務名： 飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託

質 疑 事 項	回 答
(5) 「飯塚市立病院 電子カルテシステム等開発業務委託特記仕様書」の記載内容について確認です。	
<p>①電子カルテシステム以外の、医事会計システム、放射線画像情報システム（PACS/Reportシステム）基本要件、調剤システム基本要件にもそれぞれ「真正性の確保」を挙げられています。例えば医事会計システムに「2.6真正性の確保」とありますが、当該項目に記載されている内容は医事の会計カードの要件となっています。電子カルテシステム以外の「真正性の確保」は、記載上の誤りとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>記載上の誤りです。 以下の箇所に誤りがありましたので、仕様書の訂正をしています。</p> <p>P15「電子カルテシステム」 3.1 編集機能 (12) 誤 真正性を確保すること → オーダ、テンプレート等の縮小表示ができること</p> <p>P66「看護支援システム」 1.14 誤 真正性の確保 → 正 バーコード患者認識システム</p> <p>P74「医事会計システム」 2.6 誤 真正性の確保 → 正 会計カード検索業務</p> <p>P117「検体検査システム」 4.8 メンテナンス権限 (2) 真正性の確保を削除</p> <p>P151「放射線画像情報システム」 3.3 ビューワ機能 (16) 誤 真正性を確保すること → 正 ウィンドウ幅、ウィンドウレベル値は、DICOM画像ヘッダ情報で供給される単位に変換されて表示されること。</p> <p>P157「調剤システム」 4. 注射解析システム (17) 誤 真正性を確保すること → 正 患者毎の注射処方箋及び以下の項目が記載してあるラベルを印字できること。 ●患者名●科名●薬品名●点滴速度●JANコード</p>
<p>②10.1 (18) 「放射線検査オーダー入力時に、過去のオーダー実績（ナレッジ）から選択して入力できること」の記載にある「（ナレッジ）」とは、事前にマスタやセット化して設定したものではありません、先生方の日常のオーダ操作内容から自己学習して、自動的に頻用セットとして表示選択できる機能との解釈でよろしかったでしょうか。</p>	<p>質問の通り自動的に自己学習（自己蓄積）して表示する機能のことを指します。</p>
<p>③2.1受付患者一覧、2.4病棟患者一覧等の一覧画面の表示項目の記載にある内容につきまして、当該要件を満たすためには記載にある全ての項目を表示できることが必須であり、表示できない項目が1つでもあれば、要件を満たしてないと判断されるのでしょうか</p> <p>例) 2.1 受付患者一覧表「(2) 受付患者一覧の内容は初診（再診の場合は表示なし）、受付番号、予約時間、受付時間、患者ID、患者氏名、性別、年齢、入外、診療科、受付状態、経過時間、当日検査結果到着状態、予約時コメント、新患再来区分等を全て表示できること」</p>	<p>質問の通り全ての項目が表示可能であることが条件となります。</p>